

## [事案 2021-176] 入院・手術給付金支払等請求

・令和4年11月30日 和解成立

### <事案の概要>

告知義務違反により契約を解除され、入院・手術給付金が支払われなかったことを不服として、給付金の支払い等を求めて申立てのあったもの。

### <申立人の主張>

令和3年3月に発作性上室頻拍により入院しカテーテル手術を受けたことから、平成28年2月に契約した入院一時金給付保険にもとづき入院・手術給付金等を請求したところ、告知義務違反を理由に契約が解除され、給付金は支払われなかった。しかし、令和2年12月に失効し復活告知を行った際、記入箇所を誤ったものの、病歴について正しく告知しているため、解除を取り消して、入院・手術給付金を支払ってほしい。それが認められない場合は、復活後の既払込保険料を返還してほしい。

### <保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 調査の結果、申立人は令和2年3月にWPW症候群、発作性上室性頻拍と診断されているが、WPW症候群の告知はあったものの、発作性上室性頻拍については告知されていない。
- (2) 申立人は、心臓の異常所見を「健診での異常指摘」と告知しているが、調査の結果、息切れやめまいといった自覚症状があり医療機関を受診し、手術適応である旨の説明を受けていたことが判明したが、このことは告知されていない。

### <裁定の概要>

#### 1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、復活告知時の状況等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。また、医学的判断の参考とするため、独自に専門医の意見を求めた。

#### 2. 裁定結果

上記手続の結果、発作性上室性頻拍の不告知については申立人に重大な過失が認められ、入院・手術給付金等の支払い、または、既払込保険料の返還は認められないものの、以下の理由により、和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。

- (1) 申立人はWPW症候群について丁寧に告知しており、告知義務違反があったものの、悪意性が認められない。